

## ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科共通セミナー実施要項

〔平成元年 7 月 27 日〕  
〔連合農学研究科要項等第2号〕

(目的)

第1条 共通セミナーは、連合農学研究科の教育指導の一翼を担うものであり、連合農学研究科の趣旨にのっとり、高度な農学探究者として共通に持つべき教養をこのセミナーを通じて体得させるものである。

(カリキュラムの構成)

第2条 共通セミナーを、一般セミナー、特別セミナー及び研究セミナーに分ける。一般セミナーは、農学における広汎な専門的知識の習得を目的として行うものとし、特別セミナーは、学生の専門分野及び関連分野に関するさらなる専門的知識の習得を目的として行うものとし、研究セミナーは、学生が研究経過報告等を行うことにより、発表能力の向上を目的として行うものとして開設する。

(履修方法)

第3条 共通セミナーは論文提出までに 60 時間以上参加しなければならない。ただし、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第25条第3項ただし書きの規定に基づき、修了する者にあつては、30時間以上参加するものとする。

- 2 一般セミナーは、1年次または2年次に30時間以上を選択し、受講後は受講報告書を研究科長に提出するものとする。
- 3 特別セミナーは、2年次または3年次に16時間以上参加し、受講後は受講報告書を研究科長に提出するものとする。（10月入学生は、1年次から受講可能とする。）
- 4 講義の選定については、主指導教員の指導によるものとする。
- 5 研究セミナーは、中国・四国地区国立大学大山共同研修所に合宿して実施し、2年次又は3年次に14時間参加するものとする。

附 則（平成8年6月14日連合農学研究科要項等第3号）

この要項は、平成8年6月14日から施行する。

附 則平成15年4月1日連合農学研究科要項等第2号）

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科要項等第11号）

この要項は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科共通セミナー実施要項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則平成17年9月2日連合農学研究科要項等第4号）

この要項は、平成17年9月2日から施行する。